

■ 120年ぶりの大改正！

民法(債権法)改正のポイント

～改正法施行(2020年目処)前にポイントを押さえよう！～

120年ぶりとなる民法改正法案が、2017年5月26日に参議院で可決・成立し、同6月2日に公布されました。民法改正法の施行日は、原則として公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、遅くとも2020年6月1日までに施行される予定です。

今回の改正は、民法のうち債権に関する定め(債権法)の見直しとなりますが、事業者がご商売を行う上で、契約書やリスク管理、業務手順等に大きな影響が出るものと予想されます。本セミナーでは、施行前に改正点のポイントを把握していただくために、改正の概要と目的、重要改正項目、施行前の準備等についてわかりやすく解説致します。

★好評につき
追加開催！
2017.12.13開催
セミナーと同内容です

【日時】 2018年2月8日(木) 15:00~17:00

【場所】 からすま京都ホテル 2F 「双舞」
(下京区烏丸通り四条下ル ※地下鉄「四条駅」南6番出口)
*会場には専用の駐車場はございません。公共交通機関をご利用下さい。

【内容】 ◆民法改正の概要、目的、基本的な考え方
◆重要改正項目について(保証・約款・売買契約・消滅時効・その他)
◆施行前の準備について(契約書の変更・債権管理方針の見直し等)

【講師】 弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所代表 弁護士 小林 章博 氏

【定員】 100名 *先着順・定員になり次第、締め切らせていただきます。

【申込方法】 下記申込用紙にご記入のうえ、FAXまたはHPからお申込み下さい。

【問合せ】 京都商工会議所 中小企業経営支援センター-洛央支部(担当:野川) TEL:075-212-6460

FAX:075-212-6920 京都商工会議所 中小企業経営支援センター 行

民法(債権法)改正セミナー 参加申込書

*事業所名: _____

*役職名: _____ *氏名: _____

*役職名: _____ *氏名: _____

*所在地:(〒 _____) _____

*TEL: _____ *FAX: _____

*E-mail: _____

ご記入頂いた個人情報等は、本セミナー実施運営に利用するほか、京都商工会議所の事業等で利用することがあります。